

モバイル牛温恵サービス
利用規約

株式会社リモート

モバイル牛温恵サービス 利用規約

第1条 総則

本規約は、株式会社リモート（以下リモートという）が、提供するモバイル牛温恵サービス（以下本サービスという）について定めるものである。

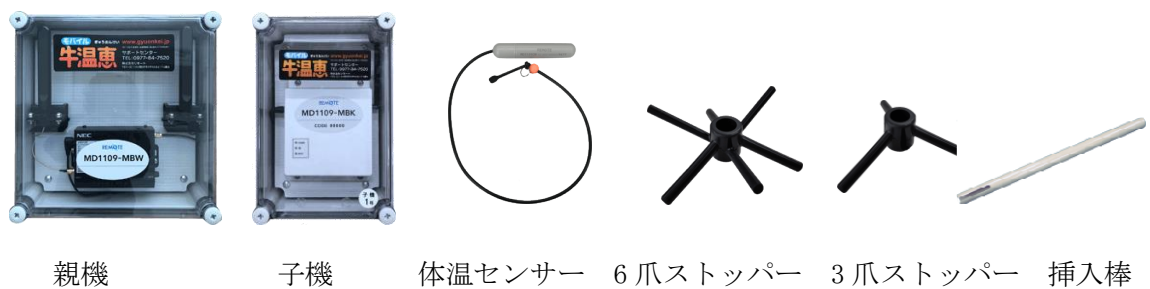
第2条 定義

本規約で使用する用語の意味は、当該各号に定めるとおりとする。

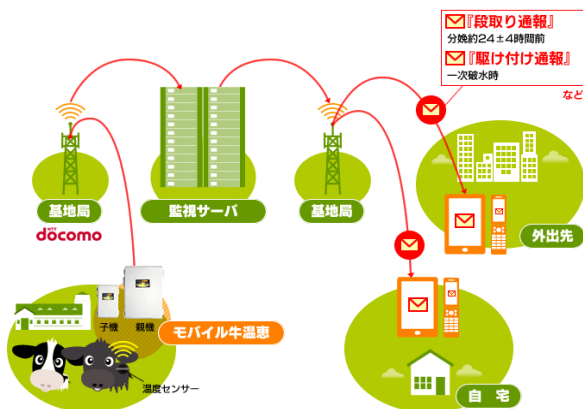
- (1) 「体温センサー」とは、牛の体温を5分ごとに計測し、体温データを子機へ送信する機械のことをいう
- (2) 「子機」とは、体温センサーの情報（牛の体温データ）を無線LANで親機に送信する機械のことをいう
- (3) 「親機」とは、体温センサーの情報（牛の体温データ）を牛温恵専用のモバイル通信回線を利用した機器間通信を通じて、監視サーバーへ送信する機械のことをいう
- (4) 「6本爪ストッパー」とは、主に分娩監視利用の際に、体温センサーが牛の膣内から出ないようにする器具のことをいう
- (5) 「3本爪ストッパー」とは、主に発情監視利用の際に、体温センサーが牛の膣内から出ないようにする器具のことをいう
- (6) 「挿入棒」とは、体温センサーをスムーズに牛の膣内へ挿入するために、補助として使用する器具のことをいう
- (7) 「分娩監視」とは、妊娠末期牛の膣内に体温センサーを挿入し、体温変化によって、分娩時期を検知することをいう
- (8) 「発情監視」とは、牛の膣内に体温センサーを挿入し、体温変化によって、発情時期を検知することをいう
- (9) 「モバイル牛温恵サービス」とは、体温センサーと監視サーバーの機器間通信を利用した牛の分娩監視及び発情監視等を行うサービスをいう。なお、システム構成については、【システム概要】のとおりとする。
- (10) 「専用サイト」とは、インターネット上で、牛の情報を登録したり、体温センサーを挿入している牛の体温変化グラフ等を確認できるユーザー専用画面のことをいう。なお、専用サイトの画面イメージは【専用サイト・グラフ】のとおりとする。
- (11) 「ユーザーID/パスワード」とは、専用サイトにログインする際に必要なID/パスワードのことをいう

【システム概要】

- ① 主な機器構成



②システム概要図



【専用サイト・グラフ】



第3条 利用申込み

1. 本サービスのご利用を希望される個人及び法人もしくは団体は、本規約の全ての内容に同意の上、リモートが別に定める方法で申し込みの手続きをし、且つリモートから承認されることで、申込みが完了する。
2. 申込みがあっても、リモートが業務上支障になると判断した場合は、受理しない場合があるものとする。

第4条 提供する機能

本サービスで提供する主な下記機能のうち、ユーザーとの間で合意したサービスの提供を行う。尚、通報に関しては、予め登録された最大3ヶ所のアドレスへメール送信する。

- (1) 段取り通報：分娩のおよそ 24 時間前に現れる分娩兆候特有の体温変化を検知し、メールで通報する機能
- (2) 駆け付け通報：体温センサーが、牛の膣内から、1 次破水などで膣外に脱出し、37 度以下の温度を検知した場合メールで通報する機能
- (3) SOS 通報：段取り通報後から駆け付け通報までの間に、体温上昇（黒毛和牛：39.3℃以上、乳牛：39.5℃以上）を検知した場合にメールで通報する機能
- (4) 上限温度通報：疾病などが原因で 40.5℃以上の体温上昇を検知した場合にメールで通報する機能
- (5) 発情通報：発情初期に現れる発情兆候特有の体温変化を検知し、メールで通報する機能
- (6) 家畜管理台帳：牛 1 頭ごとに、耳標番号や品種、産歴、最終分娩日等の情報を登録し、管理することができる繁殖管理機能

第5条 牛温恵の設置

リモートは、本サービスを行うにあたり、ユーザーに対し必要機器（以下本機器という）を、直接販売又は間接販売する。牛温恵システムを稼働させる為の本機器の取付け設定工事・電源工事及び関連する諸工事は、すべてユーザーの責任で行うものとする。

第6条 利用料と支払方法

1. ユーザーは、リモートに対し、本規約に基づいた提供サービスの対価として、リモートが定める利用料金（基本料金・監視料金）と法定の消費税及び地方消費税を支払うものとする。

2. 料金の支払方法

口座振替

- (1) ユーザーの取引金融機関の口座から、弊社指定金融機関の口座への口座振替（通称 自動引落）によるものとする。当月分は当月 27 日の引落としとするが金融機関休日の場合は、翌業務日とする。
- (2) ユーザーは事前にリモート指定の預金口座振替依頼書を提出するものとする。
- (3) リモートは、口座振替業務を NS（三菱 UFJ ニコス）に委託するものとする。
- (4) 振替手数料はリモートの負担とする。
- (5) 振替口座に下記の様な変更が生じた場合は、ユーザーはその旨を速やかにリモートに申し出、預金口座振替依頼書を再提出するものとする。
 - (ア) 振替口座を別の口座に変更する場合
 - (イ) 口座の代表者名、印章、住所等の重要な事項に変更があった場合
- (6) ユーザーより、料金その他の債務について支払期日迄に支払いがない場合、当該ユーザーは支払期日の翌日から支払い前日までの日数について年利 14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として、リモートは請求できるものとする。
- (7) リモートは、領収書の発行を省略できるものとする。

第7条 アフターサービス

1. 本機器の機器起因故障による保証期間は、以下の通りとする。

| 製品名 | 型番 | 保証期間 |
|----------|-----------|------|
| 親機(レンタル) | MD1109MBW | 5年間 |
| 子機(レンタル) | MD1109MBK | 5年間 |
| 体温センサー | MD1109CW | 5年間 |
| 周辺機器 | *** | 1年間 |

周辺機器とは、中継機をいう。

上記以外の商品（ストッパー類、挿入棒）は消耗品であり保証対象外とする。

保証規定の詳細は、本機器を納品時に同梱されている保証書に記載する。

2. サービスを継続する場合は、5年毎に体温センサーを再購入するものとする。
尚、旧センサーは産業廃棄物処理のため回収します。
3. 本機器の修理は、リモートの指定修理業者でのみ行うことが可能である為、事象が発生した場合はリモートの指示に従うものとする。
4. 故障した機器をリモートへ発送する必要がある場合は、ユーザーの送料負担にて第21条に定める連絡窓口へ宅配便等にて発送するものとする。尚、体温センサーは電波を発信しているので、陸送指定で発送するものとする。

第8条 牛温恵の所有権

| 製品名 | 所有者 |
|------------|------|
| モバイル牛温恵 親機 | リモート |
| モバイル牛温恵 子機 | リモート |
| 体温センサー | ユーザー |
| ストッパー6本手 | ユーザー |
| ストッパー3本手 | ユーザー |
| 挿入棒 | ユーザー |

第9条 専用サイトのパスワード管理

1. ユーザーは、リモートが提供するインターネット上の専用サイトを利用する際に必要なIDとパスワードの管理責任を負う。
2. リモートは、ユーザーのIDとパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害責任は負わない。
3. IDとパスワードを盗まれた場合であってもユーザーからの届出がなければ、当該ユーザーに係わる専用サイト上での情報提供をリモートは継続する。

第10条 秘密保持

リモートは、本サービスの提供に関して知り得たユーザーの秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとする。但し、本サービスを提供するために必要な場合など正当な理由がある場合、法令に基づく場合はこの限りではないものとする。

第11条 個人情報の取り扱い

1. リモートは、本サービスを提供するにあたり取得した個人情報について、別に定める「個人情報保護方針」に従いユーザーの個人情報（以下個人情報という）を取り扱うものとする。
2. リモートは、ユーザーが本サービスを利用することにより、収集、蓄積した情報（牛の温度、分娩時期、発情時期などの情報を含み、ユーザーを特定できる個人情報を含まない。以下利用情報という）を、統計的に集計・分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成したうえで、商品開発、サービス向上の判断材料として利用できるものとする。
3. リモートは、リモートが指定する販売代理店に対し、サービス向上及びアフターサービスのために必要な範囲で前項に定める利用情報を開示できるものとする。

第12条 適用除外

1. 次の各号に定める事情について、リモートはユーザー及びユーザーの顧客その他いかなる第三者に対しても、損害賠償等一切の責を負わないものとする。
 - ① 天災地変、その他不可抗力により発生した損害
 - ② 本機器、情報通信網等、又は、本機器等に対してリモート及びリモートの指定修理業者以外の者による修理・保守又は、改造等が原因で発生した損害
 - ③ 本機器及び情報通信網の使用や故障により発生した生産物、貯蔵物、動物への損害
 - ④ 停電によって発生した損害
2. 本機器に対する修理・保守等、第4条に定めるサービス以外の役務は、本規約の対象外とする。

第13条 第三者への委託

リモートは、第4条に規定するサービスの全部、又は一部を第三者に業務委託する事が出来ることとする。

第14条 利用料金の変更

本サービスの契約期間中であっても次に該当する場合は、協議の上、料金を変更できるものとする。

- ① 経済情勢に著しい変化があったとき
- ② 予期できない経済状況変化があったとき

- ③ リモートが特に必要と認めたとき

第15条 レンタル契約期間と機器管理責任

1. レンタル契約期間を5年とし、期間満了の3ヶ月前までにリモートはユーザーに契約継続の確認をする。
2. ユーザーは、レンタル期間中の管理責任を負うものとし、機器起因以外の外部要因による機器の故障・破損にたいする復元費用は、ユーザーの負担とする。

第16条 ユーザー資格の喪失

1. 契約期間中においても、以下の場合にはユーザー資格を失うか、又は解約することができる。
 - ① ユーザーが本規約の条項に違反し、書面をもって催告30日間を経過した時点においても改善されない場合
 - ② ユーザー又は、リモートが破産、会社更生、会社整理、民事再生等の申し立てを行った場合。あるいは、ユーザー又はリモートが倒産状態にあると他方当事者が判断した場合
 - ③ ユーザーの口座から2カ月連続して支払いがない場合、リモートはサービスの提供を中断する。更に1カ月連続して支払いがない場合は、解約の意思表示とみなし、清算手続きを行えることとする。
 - ④ リモートは、上記の未収債権を第三者に譲渡できるものとする。

第17条 解約

1. ユーザーより書面をもって解約の申し出があった月の末日を解約日とする。なお解約にあたり以下の費用を一括請求する。
 - ① 解約事務手数料
 - ② 利用料及び機器代金に関する未払金
 - ③ 月額レンタル料 × (5年レンタル期間 - 支払済月数)

第18条 レンタル機器の返却

途中解約が成立した場合は速やかにレンタル機器の返却をする。返却費用はユーザーの負担とする。

第19条 協議事項

本規約に定めのない事項、及び規約上疑義が生じた事項については、ユーザーとリモートで協議の上解決するものとする。

第20条 専属合意管轄

本規約に関する訴訟は、大分地方裁判所をもって、専属合意管轄裁判所とする。

第21条 連絡窓口

ユーザーは、下記のリモート窓口にて本規約に基づく問い合わせ、連絡等を行うものとする。

株式会社 リモート

〒874-0011 大分県別府市大字内竈 1714 番地

Tel:0977-85-8700 Fax:0977-85-8701

E-mail:info@remote.co.jp